

第 18 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 28 年 7 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人
9 番 佐々岡常喜	10 番 大谷 数義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延
13 番 小谷 保雄	14 番 岡本 健治	15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀
17 番 狭間 延雄	18 番 松山 純久	19 番 安床 俊雄	20 番 川方 耕治
21 番 岡堂 正顯	22 番 三明多佳志	23 番 原田 和義	24 番 神田 進
25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	30 番 三浦 博文
31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	33 番 佐々木京子	34 番 玉田 一
35 番 埴本 徹夫	36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功	

2. 欠席委員

28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登
番	番
番	番
番	番

3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長、柴田主任主事
農林振興課農政係 森川主任主事

会 長

おはようございます。ただいまから第18回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、28番 大屋 幸委員、29番 渡邊 弘登委員、
以上 2名 の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、 3番 廣瀬 康友委員、
1名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、11番 齋藤 久行 委員 12番 橋本 安延
委員です。

よろしくお願ひします。

会 長

では、議事に入ります。

議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、
農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいた
だきたいと思ひます。

では、農用地利用集積計画について 農業委員会 柴田主任主事 より
説明させていただきます。

事 務 局

おはようございます。農業委員会の柴田です。よろしくお願ひします。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計
画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。
農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基
づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、
25件71筆、85,308㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は7月28日を予定しており、利用権設定については開始日を8月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 他にございませんか。
無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、旭町木田の畑、455㎡です。場所は、旭温泉あさひ荘から約500m東の旭町木田6行政区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて

譲受人の耕作面積は 85 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号 ②をご覧ください。申請地は、河内町の畑、686 m²です。場所は、浜田自動車学校から 約 250m 北 の 浜田市 河内町内 です。この申請は、譲受人が 贈与により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 71 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

すべての案件について、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第 3 条申請については、以上 2 件です。

会 長

ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号、お願いします。

第 3 1 番

(岩地 正男 委員) 3 1 番、岩地でございます。先般 13 日に、事務局さんと一緒に現場を確認しました。報告のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長

2 号、お願いします

第 2 4 番

(神田 進 委員) 2 4 番、神田でございます。先般 19 日に、事務局さんと一緒に現場を確認しました。説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長

以上で、第 3 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

それでは採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は三隅町岡見の畑、外1筆の畑 合計105㎡です。場所は、西の谷集会所から 約200m南の 三隅町岡見 西の谷東地区 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域外で 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に墓地の移設と進入路を建設しようとするものです。なお、申請地が すでに 墓地等に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料8ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。2号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は三隅町向野田の畑、244㎡です。場所は、三隅郵便局から 約50m東の 三隅町向野田 2区 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、 第3種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を貸駐車場にするものです。なお、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。3号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は長沢町の畑 95㎡です。場所は、長沢八幡宮から 約100m北

の 長沢町 1-1 町内 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域で、 第 3 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設にするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。4 号について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は三階町の畑 10 m²です。場所は、三階町 3 町内公民館から 約 100m 西の 三階町 3 町内 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域外の地域で、 第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に墓地を建設にするものです。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第 4 条申請については、以上 4 件です。

会 長 ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号、お願いします。

第 2 7 番 (渡辺 弘之 委員) 2 7 番、渡辺でございます。先日 19 日に、事務局さんと一緒に現場を確認しました。始末書の提出がありますし、報告のとおり本人も反省していますので、よろしく願いいたします。

会 長 2 号、お願いします。

第 3 4 番 (玉田 一 委員) 3 4 番、玉田です。7 月 20 日に、事務局さんと一緒に現場を確認しました。写真のとおり、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長 3 号、お願いします。

第 1 7 番 (狭間 延雄 委員) 1 7 番、狭間です。先般、事務局さんと一緒に現場を確認しました。他への影響は無いということですので、よろしく願いいたします。

会 長 4号、お願いします。

第24番 (神田 進 委員) 24番、神田です。先般19日に、事務局さんと一緒に現場を確認しました。なんら問題は無いので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

第16番 (三浦 寿紀 委員) 16番、三浦です。1号について、申請書及び始末書の地番と、写真の地番が違いますので、修正をお願いします。

会 長 事務局、説明してください。

事務局 はい、すみません。大変申し訳ございません。正しくは、●●●●-◎、△△△△-□
です。写真の地番を訂正いたします。

会 長 その他、ございませんか。

会 長 では採決に入ります。
第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。
農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利

を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、日脚町の畑、254㎡です。場所は、日脚八幡宮から約220mの北西の日脚町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われます。

2号について説明します。申請地は、資料14ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、内村町の田、外1筆の田、合計95㎡です。場所は浜田市美川公民館から約100m南の内村町本郷中町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張しようとするものです。なお、申請地がすでに宅地等に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料15ページに掲載しています。雨水は北側の用水路へ排出するため他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上2件です。

会 長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号は、私の担当地区です。これ件については、写真でご案内のとおり、すべて住宅が建っております。この場所を譲り受けて、住宅を建設するものです。

排水等については、都市下水路が整備されていますし、合併浄化槽での計画でありますので、問題ありません。

会 長 2号、お願いします

第 6 番 (三浦 万人 委員) 6番、三浦です。図面のとおり、平成23年頃から、農地を借り受けて、草刈り等の管理をしておられました。草刈りが大変ということで、農地を転用して庭にしたそうです。許可が必要であることを、知らなかったそ

うです。始末書の提出もありますので、よろしく願いいたします。また、写真のとおり、排水等の整備もされていますので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。
第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が 施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料17ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、下府町の畑、外1筆の畑、合計2,078㎡です。場所は、国分貯水池から 約150m北東の 下府町 5町内 です。当該申請地は、昭和50年5月10日より耕作放棄され、現在は原野化しています。

2号は、資料18・19ページ、図面番号⑩⑪をご覧ください。申請地は、旭町

和田の畑、外 2 筆の畑、合計 1,228 m²です。場所は旭和田郵便局から約 150m 東の 旭町上和田 と同じく旭和田郵便局～約 750m 北の 天津谷行政区 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化と山林化しています。

3 号は、資料 20 ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、三隅町西河内の田、803 m²です。場所は三保三隅駅から 850m 北東の三隅町西河内 谷地区です。当該申請地は、S58 年の災害以降耕作されておらず、現在は原野化しています。

4 号は、資料 21 ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、長浜町の畑、外 2 筆の畑、合計 2,399 m²です。場所は、旧浜田カントリークラブのクラブハウスから 約 50m 南東の 長浜町 10 町内 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

5 号は、資料 22 ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑、外 10 筆の田畑、合計 7254.91 m²です。場所は、市立弥栄中学校から 約 2.5m 西の 三隅町井野 上小原 地区 と三隅町黒沢 黒沢 1 区 です。当該申請地は年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化・原野化しています。

転用統制外証明願は、以上 5 件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号、お願いします。

第 2 2 番 (三明多佳志 委員) 2 2 番、三明です。先般、事務局さんと一緒に現場を確認しました。事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長 2 号、お願いします。

第 2 5 番 (岡本 嗣喜 委員) 2 5 番、岡本です。先般、事務局さんと現場を確認しました。事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

- 会 長 3号、お願いします。
- 第 2 番 (岡田 勝 委員) 2番、岡田です。先程の、事務局さんの説明のとおりでございます。58年以降ということで、写真のとおり木も大きくなっています。写真の左側に山がありまして、58年災害で山が崩れてこのような状態であります。よろしく願いいたします。
- 会 長 4号、は私(原田会長)の担当地区です。先般、事務局さんと一緒に現場を確認しました。事務局説明のとおりです。ここは、元浜田カントリー・ゴルフ場跡地ですが、かなり荒廃していました。よろしく願いいたします。
- 会 長 5号、お願いします。
- 第 3 2 番 (野上 省三 委員) 32番、野上です。先般、事務局さんと一緒に現場を確認しました。入って見ることが出来ない程の山でした。よろしく願いいたします。
- 会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ごさいませんか。
- 会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。
- 委 員 ~挙手 多数
- 会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
- 会 長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。

農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。

1号について説明します。資料24ページ、図面番号⑮をご覧ください。届出地は、金城町七条の田、外2筆の田、合計3,281㎡です。場所は、いわみ福祉会桑の木園から約300m北西の金城七条 元小笹町内 です。この届けは、田を、畑として利用するものです。

以上、報告します。

会長

その他事務局からありましたらお願いします。

事務局

別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目は「平成28年度の農作業標準料金」についてです。

先般、提示するようご意見をいただきましたので今回別紙のとおり提示いたします。

2点目は浜田地区農業委員会協議会についてです。

先月もお話しましたが、江津市の地場さんセンターを会場としまして8月3日に開催いたします。参加される方は当日10時に野原町の総合福祉センターにお集まりください。予定としては、例年のように午前中総会、昼食をはきんで、研修会を15時まで行いたいと考えています。研修の内容は、改正農業委員会法ということで、新しく農業委員会の制度が4月から法的に改正されました。浜田市農業委員会の場合、農業委員さんの任期までは現体制です。メンバーが刷新され、新しい農業委員さんに決まった時点で、新しい農業委員会法の規定による形になります。農業委員さんは、37名いらっしゃいますが、約半分の人数になる予定です。そして、新たに利用推進委員さんを組織化します。まだ、人数等詳細には決定していませんが、県の農業会議にこれに係る話を依頼しています。

3点目は農業地利用状況調査・意向調査について、「話」と江津の農業委員さ

んと一緒に現場での「目合わせ」を考えています。その関係で、場所を選定中です。朝の移動については、江津へバス2台を手配していますし、現場へもバスでの移動を考えています。なお、こちらの都合で大変申し訳ありませんがこの場で出欠の確認をさせていただきます。準備の都合もありますので、当日参加できない方は、挙手により教えてください。12名ですね。他の方は、出席でよろしいですかね。急用が入って参加できなくなった場合には、事務局まで連絡してください。

4点目は「農業委員等の公務災害補償制度について」です。この制度は、農業委員等が公務中に不慮の事故によって、死亡または入院、通院された場合に保険金を支払う制度です。例年通り、皆さまからお預かりしている研修会費から、おひとり1,000円を支出させていただき、この保険へおひとり1口ずつ加入したいと思います。

5点目は全員ではありませんが、平成27年度活動計画の提出がまだの委員さんに、提出のお願い文書を送付しておりますので、対応方よろしく願います。

最後に運営協議会メンバーの方は、総会終了後、お残りください。

事務局からは、以上です。

会 長

そのほかについて、皆様方から何かありましたら願います。

何かありませんか。

以上を持ちまして、第18回総会を終了します。

終了 午前10時25分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員